

知っていますか？「ゾーン30」

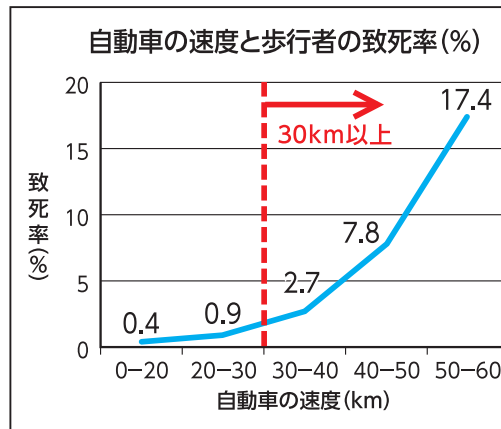
～歩行者・自転車利用者などの安全のために～

道路管理課 (☎354-8154 FAX354-8302)
道路整備課 (☎354-8215 FAX354-8057)

歩行者などの安全を守る取り組み

「ゾーン30」とは、通学路や生活道路が集中している区域を県や市、警察署が協議して、歩行者などの通行を最優先する区域に指定したものです。区域内の最高速度を時速30キロに制限し、その他必要な安全対策や交通規制を行うことで交通事故防止を図ります。

自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えていると、歩行者の致死率が急激に上昇することから、時速30キロという速度が採用されています。



時速30キロを超えると致死率が急に上がるんだね



交通規制「ゾーン30について」(三重県警察)より

市内で実施している地域

現在、市内6地区(富田、橋北、共同、羽津、楠、桜)の一部で実施しています。

「ゾーン30」エリアを示すマークが各入口の路面に標示されていますので、通行する際はご注意ください。



いろいろな形のマーク

該当エリアの道路幅によっては、下図のようなマークで標示しています。マークは違いますが、「ゾーン30」に指定されているので、見落としてしまわないようにご注意ください。



周知・啓発を行っています

市では、広報よっかいちなどを通して周知を行ったり、地域の皆さんと協力して該当エリアを通行する人に周知・啓発を行ったりしています。

「ゾーン30」の実施エリアについては、市ホームページ(HP)ID1001000001914)に掲載していますので、ぜひご覧ください。



啓発活動(3月9日 羽津地区)

有料広告掲載欄

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治 弁護士 森川 仁
弁護士 森田明美 弁護士 山本伊仁
弁護士 村林敏也 弁護士 櫻井大知

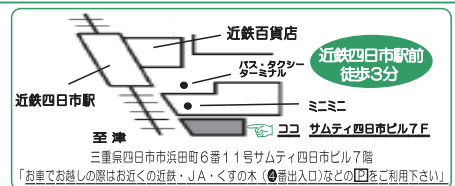
(三重弁護士会)

☎(059)354-3355(代)

受付時間 9:00~18:00(土・日・祝除く)

【取扱業務】

商取引・不動産問題
交通事故などの損害賠償
相続・遺言・遺産
離婚 婚
破産・民事再生・債務整理
労働問題
刑事弁護
会社顧問・その他全般



「お車でお越しの際は近隣の近鉄・JA・くすの木(●)出入口などの図をご利用下さい」

まずはお気軽に、ご相談下さい

相談料 60分10,000円 30分5,000円(各税抜)

URL <http://minato-law.net>

みなと総合法律事務所 四日市 検索

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。